

介護予防・日常生活支援 総合事業をご利用ください



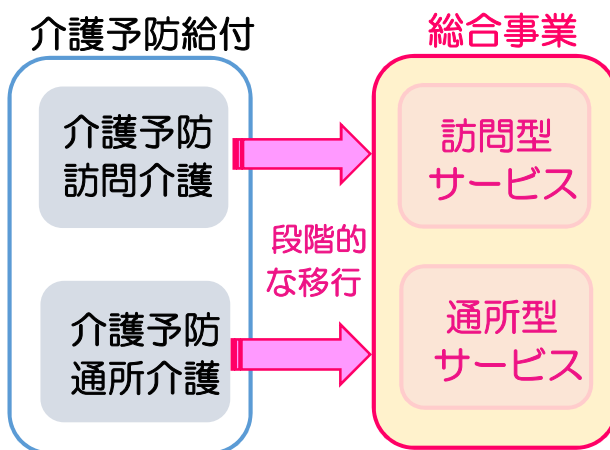
平成27年4月の介護保険制度の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と表記）が創設されました。これは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みです。従来の事業者が行うサービスに加え、地域住民など多様な担い手により、介護予防をはじめ見守りなどのサービスを総合的に提供します。また高齢者自身が支援の担い手となり社会参加することで、活力ある地域生活の実現も期待されています。

介護予防・日常生活支援 総合事業について

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあります。「介護予防・生活支援サービス事業」には、これまで介護予防給付として行われてきた「訪問介護」と「通所介護」が組み入れられています。市区町村ごとの独自の事業となることで、地域の実情に合ったきめ細やかな支援が行われるようになりました。

また、「一般介護予防事業」では、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に介護予防活動の普及・啓発を行います。さらに住民主体の介護予防事業の育成・支援などにより地域社会全体で支えるしくみづくりを目指します。

※すでに要支援認定を受けている人は、その認定期間が更新されるまでは従来の予防給付の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を受けることができます。



総合事業の目的

地域の実情に合った支援

市区町村の判断により、地域ごとの多様なマンパワーや社会資源を活用し、効率的・効果的なサービスの提供を行います。

生きがいや役割をもった介護予防を

地域での見守りやボランティアなど、高齢者自身が生活支援の担い手としての役割を持つことで、社会参加を通じた介護予防活動に取り組みます。

多様な生活支援のニーズに対応

高齢者のみの世帯や単身生活者が増える中、ゴミ出しや買い物といった日常生活を支えるさまざまな支援に地域ぐるみで取り組みます。

切れ目のない介護予防を

要支援から自立、自立から要支援へと心身の状態が変化しても、切れ目なくサービスを受けることで重症化を予防します。

総合事業の主な内容

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のほかに津市独自の多様なサービスを提供します。

対象者

- ① 要支援認定で「要支援1・2」と認定された人
- ② 要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」の実施により「サービス事業対象者」に該当した人
※40歳から64歳までの人（第2号被保険者）は、要介護・要支援認定の申請が必要です。

内容

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。

対象者

65歳以上のすべての人
(第1号被保険者)

内容

- 転倒予防教室
- 元気アップ教室
- 認知症予防教室
- 認知機能アップ教室
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 高齢者食生活改善事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

【訪問型サービス】

基準	津市のサービスの名称	サービスの内容	サービスの提供者(例)
訪問介護相当	介護予防 訪問型サービス	既存の訪問介護事業所による入浴や食事などの生活の支援が受けられます。 ※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※乗車・降車等の介助は利用できません。	訪問介護員
緩和した基準によるサービス	生活支援 訪問サービス	生活援助のみ	一定の研修修了者による生活援助
住民主体によるサービス	地域ささえあい 訪問支援	住民同士のささえあいによる生活援助(買い物代行・ごみ出し等)	住民主体・ボランティア
概ね3ヶ月の短期集中サービス	短期集中 専門訪問サービス	専門職による居宅での運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善・認知症予防の支援	保健・医療の専門職の関与

【通所型サービス】

基準	津市のサービスの名称	サービスの内容	サービスの提供者(例)
通所介護相当	介護予防 通所型サービス	既存の通所介護事業所による食事・入浴などの基本的なサービスや個別機能訓練	通所介護事業者の従事者
緩和した基準によるサービス	生活支援 通所サービス	運動・レクリエーション等	生活相談員・看護師等の配置義務なし
住民主体によるサービス	地域ささえあい 通所支援	住民同士のささえあいによる体操や調理など自主的な通いの場	住民主体・ボランティア
概ね3ヶ月の短期集中サービス	短期集中 専門通所サービス	専門職による運動器機能向上、口腔機能向上、栄養改善・認知症予防の支援を事業所で受ける	保健・医療の専門職の関与

利用者負担と上限

要支援認定によって「要支援1・2」と認定された人および基本チェックリストによって「事業対象者」と判定された人は、原則として費用の1割（一定以上所得者は2割）を負担することでサービスを受けられます。また、要支援状態区分によりサービス費用の1ヶ月あたりの上限度額が決められています（右表参照）。

要支援状態区分	限度額（1ヶ月）
事業対象者	5,003単位
要支援1	
要支援2	10,473単位

※一定以上所得者：合計所得金額が160万円以上の人で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人。

●料金のめやす(1割負担の場合)

【訪問型サービス】

・介護予防訪問型サービスのみ利用(月額制)

対象者	利用内容	料金(月額)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	週1回程度	1,217円
	週2回程度	2,433円
要支援2	週2回超	3,860円

・生活支援訪問サービスのみ、または生活支援訪問サービスと介護予防訪問型サービスを組み合わせる利用(回数制)

対象者	利用内容	料金(1回あたり)	
		生活支援訪問サービス	介護予防訪問型サービス
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	週1回程度	249円(月4回まで)	278円(月4回まで)
	週2回程度	254円(月9回まで)	282円(月8回まで)
	20分未満	155円(要支援2:月25回まで) 155円(上記以外:月15回まで)	172円(要支援2:月22回まで) 172円(上記以外:月14回まで)
要支援2	週2回超	267円(月14回まで)	297円(月12回まで)

・短期集中専門訪問サービス利用の場合

対象者	料金(1回あたり)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	400円 (負担割合に関わらず定額料金)

【通所型サービス】

・介護予防通所型サービスのみ利用(月額制)

対象者	利用内容	料金(月額)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1の人	週1回程度	1,692円
要支援2	週1回程度	1,734円
	週2回程度	3,469円

・生活支援通所サービスのみ、または生活支援通所サービスと介護予防通所型サービスを組み合わせる利用(回数制)

対象者	利用内容	料金(1回あたり)	
		生活支援通所サービス	介護予防通所型サービス
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1の人	週1回程度	311円(2時間以上5時間未満・月5回まで)	389円(月4回まで)
		350円(5時間以上・月4回まで)	
要支援2	週2回程度	320円(2時間以上5時間未満・月10回まで)	400円(月8回まで)
		360円(5時間以上・月9回まで)	

・短期集中専門通所サービス利用の場合

対象者	料金(1回あたり)
基本チェックリストによる事業対象者 または要支援1・2の人	350円 (負担割合に関わらず定額料金)

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上のすべての人を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手となり、地域のコミュニティを活性化する役割が期待されています。



介護予防把握事業

収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握して、介護予防活動へつなげます。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

- 転倒予防教室
- 元気アップ教室
- 認知症予防教室
- 認知機能アップ教室

地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となった介護予防活動の育成・支援を行います。

- ふれあい・いきいきサロン事業
- 高齢者食生活改善事業

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画における目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士、または歯科衛生士と栄養士が、住民運営の通いの場（老人会やサロンなど）に出向いて、介護予防の取り組みを機能強化します。

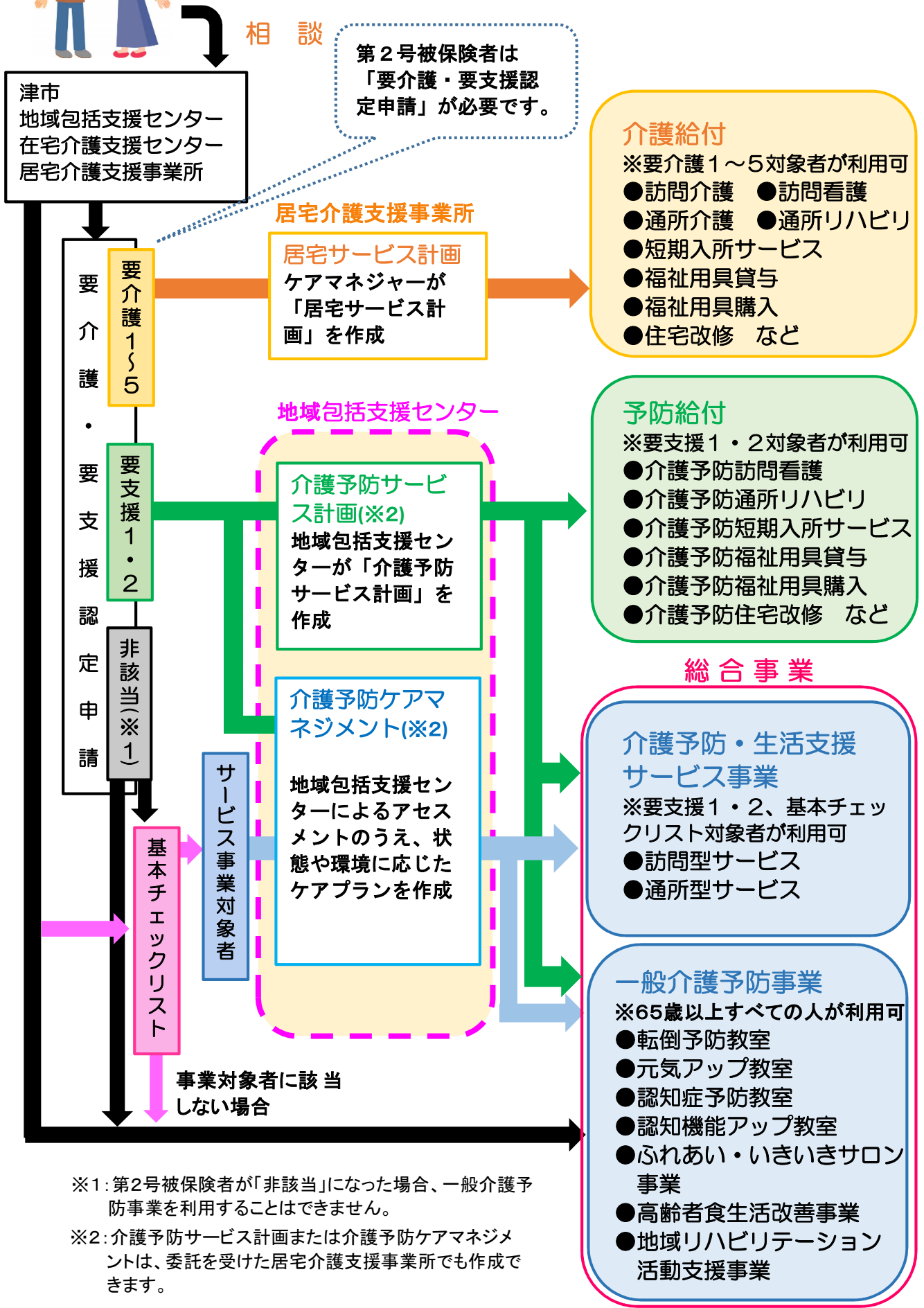
高齢者の生活を支えるための地域づくり

高齢化社会が進む中で、多様なニーズに応え、よりきめ細かい生活支援サービスを提供していくためには、従来の事業者によるサービスだけでなく、NPOやボランティア、住民の参加など地域ぐるみでの取り組みが大切です。さらに、高齢者自身が生活支援の提供者としての役割を担うなど、積極的に社会参加することは生きがいを持つことや介護予防につながります。総合事業では、市区町村を中心に住民の主体的な活動を支援しながら、地域の支え合い体制づくりを目指します。



利用者

総合事業利用までの流れ



※1: 第2号被保険者が「非該当」になった場合、一般介護予防事業を利用することはできません。
 ※2: 介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントは、委託を受けた居宅介護支援事業所でも作成できます。

基本チェックリスト

「基本チェックリスト」は要介護認定を受けていない人で、近い将来、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（65歳以上）を選定するために厚生労働省が作成したものです。下記の質問項目に「はい」「いいえ」で答えて、**黄色枠**に該当する回答が多かった場合には生活機能が低下している可能性が高くなります。



No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段の手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMI※は18.5以上ですか？ （※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日か分からない時がありますか	はい	いいえ
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だとは思えない	はい	いいえ
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

詳しくは、お近くの市窓口・地域包括支援センターにお問い合わせください。

津市 健康福祉部
地域包括ケア推進室
 住所：津市西丸之内23番1号
 電話：059-229-3294
介護保険課
 電話：059-229-3149

総合支所名	電話番号
久居総合支所市民課	059-255-8835
河芸総合支所市民福祉課	059-244-1703
芸濃総合支所市民福祉課	059-266-2515
美里総合支所市民福祉課	059-279-8116
安濃総合支所市民福祉課	059-268-5516
香良洲総合支所市民福祉課	059-292-4302
一志総合支所市民福祉課	059-293-3003
白山総合支所市民福祉課	059-262-7015
美杉総合支所市民福祉課	059-272-8084

地域包括支援センター名	担当地域	電話番号
津市地域包括支援センター (津市地域包括ケア推進室内)	全域	059-229-3294
津中部中地域包括支援センター	養正・安東・橿形・一身田・津西	059-271-6535
津中部北地域包括支援センター	北立誠・南立誠・敬和	059-213-3181
津中部東地域包括支援センター	修成・育生・藤水・南が丘	059-213-8115
津中部西地域包括支援センター	美里・神戸・片田・新町	059-237-2018
津中部南地域包括支援センター	香良洲・高茶屋・雲出	059-238-6511
津北部東地域包括支援センター	河芸・白塚・栗真	059-245-6666
津北部西地域包括支援センター	芸濃・安濃・大里・高野尾・豊が丘	059-267-1125
津久居地域包括支援センター	久居	059-254-4165
津一志地域包括支援センター	一志・白山・美杉	059-262-7295